

## 枚方市保育士等就職支援センター事業（無料職業紹介事業）の手引き

### 第1 求人

1 本所は、枚方市保育士等就職支援センター事業（無料職業紹介事業）（以下「センター事業」という。）において、枚方市内の保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園（以下「保育所等」という。）からのいかなる保育士、幼稚園教諭、給食調理員、栄養士または看護師等（以下「保育士等」という。）の求人申し込みについて、これを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令等に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申し込みは、求人施設が所定の労働条件を明らかにした求人票により、本所にお申し込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。なお、求人票は、本所に備え付けのほか、ご要望があれば電子メールにてデータ送信いたします。

3 求人の申し込みを取り消すまたは変更する場合は、所定の様式により、本所へ届け出てください。

### 第2 求職

1 本所は、センター事業において、枚方市内の保育所等に保育士等として就職を希望するいかなる求職登録の申し込みについて、これを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令等に違反する場合には受理しません。

2 求職登録の申し込みは、本人が本所に直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。求職票は、本所に備え付けのほか、市のホームページからもダウンロードできます。

3 求職登録の申し込みを取り消すまたは変更する場合は、所定の様式により、本所へ届け出てください。

### 第3 紹介

1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人施設には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面により交付または電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面による交付または電子メールの使用による明示ができないときは、電話等により明示を行います。

4 紹介に際しては、本所から求職者に紹介状を発行します。求職者は、求人施設との面接日に紹介状を持参のうえ求人施設に提出して下さい。

5 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

ただし、申し込みにより、紹介・就労を約束するものではありません。

6 採用に当たっての労働条件等は、求職者と求人施設との契約となりますので、求職者は事前に求人施設から十分な説明を受けるとともに、求人施設は、求職者に労働基準法第15条に基づく労働条件を書面により明示してください。

7 保育士職への求職者は、実際に「保育士」として業務に就くためには、都道府県知事に保育士登録を行い、「保育士証」の交付を受ける必要がありますので、ご注意ください。

8 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、求人施設において同盟罷業等が行われている間は、求人施設に求職者を紹介いたしません。

#### 第4 その他

1 業務は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始をのぞく）で、時間は9時から17時30分までです。ただし、求職者の実際の求職登録の申し込みや相談対応は、予め定めた相談日において予約制の面談により行います。

2 当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。ただし、労働条件などについては、求人施設と求職者との合意によるものであり、トラブルが生じても本所はその責任を負いません。

3 雇用関係が成立しましたら、求人施設、求職者両方から、本所に対して、速やかにその報告をしてください。

また、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

4 本所は、求職者または求人施設から知り得た個人情報を「枚方市保育士等就職支援センター事業（無料職業紹介事業）個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

5 本所は、求職者または求人施設に対し、その申し込みの受理、面接、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。

6 本所は、求人及び求職登録の申し込み者が、次のいずれかに該当する場合は、管理簿の登録情報の更新作業を随時行い、以後、紹介を行いません。

- (1) センター事業により、採用が決定したとき
- (2) 求人票または求職票に記載された有効期限が過ぎたとき
- (3) 当事者から、申し込みにかかる取り消しの届出があったとき
- (4) 半年以上、当事者と連絡が取れないとき
- (5) その他申込者として、不適格と認められる事実を確認したとき

7 本所は、センター事業を終了する際は、管理簿に現状登載された求人施設及び求職者に対し、その旨をお知らせします。

8 センター事業の業務運営に関する手引きは以上のとおりですが、当該業務は、全て職業安定法関係法令及び通達等に基づいて運営されますので、ご不明な点は、係員におたずねください。